

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について
（要旨）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正の内容

(1) 原子力防災管理者代行順位の修正

- ・ 原子力防災管理者の代行順位において、複数人いる副所長の記載を明確化するため「別表－3 原子力防災管理者の代行順位」を修正。
- ・ 副原子力防災管理者を見直し、14 名とした。

(2) 機構本部班編成の見直しに伴う修正

- ・ 「別図－1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」を修正。

(3) 「読み替え表」として提出した事項について修正

- ・ 「第 3 章 第 1 節 2. 通報連絡、3. 情報の収集と提供」、「別図－2(1) 原子力科学研究所外通報連絡系統」に、「茨城地方放射線モニタリング対策官」を追加。
- ・ 「別表－3 原子力防災管理者の代行順位」において、人事異動に伴う役職名等の変更。

（平成 28 年 4 月 1 日付け読み替え表提出）

- ・ 「別図－2(2) 原子力科学研究所内通報連絡系統」において、日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う組織名称の変更。

（平成 28 年 7 月 1 日付け読み替え表提出）

(4) その他、誤記の修正等、所要の見直し

3. 原子力事業者防災業務計画の修正スケジュール予定

1 月中旬 60 日協議申し込み予定（茨城 3 拠点合同）

3 月中旬 60 日協議終了予定（茨城 3 拠点合同）

3/24 規制庁、茨城県、立地自治体へ防災業務計画届出及びプレス発表予定
（茨城 3 拠点合同）

以上